

水質試験及び調査結果の概要

[水道事業]

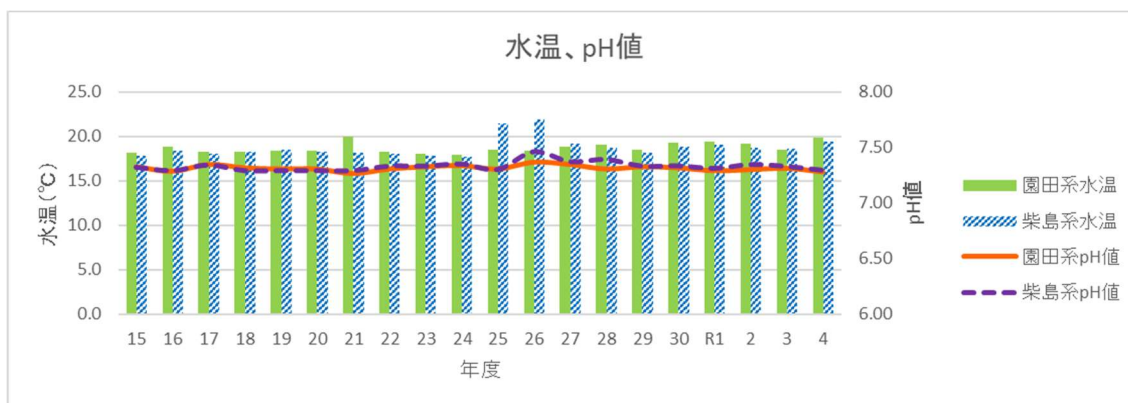
市内への供給は、本市の浄水場である神崎浄水場と阪神水道企業団の猪名川浄水場及び尼崎浄水場から配水するとともに、兵庫県用水供給事業の多田浄水場からの上水と猪名川浄水場からの上水を野間ポンプ室で混合し市内へ配水しています。平均して自己水 16.9%、受水 83.1%（阪神水道企業団 82.4%、兵庫県企業庁 0.7%）の割合で供給しています。

神崎浄水場では、淀川表流水を一津屋取水場及び柴島取水場で取水し、凝集沈殿処理、オゾン処理、活性炭処理、中塩素処理、砂ろ過処理、後塩素処理を行っています。阪神水道企業団でも、淀川表流水を水源として、猪名川浄水場及び尼崎浄水場で本市と同様の処理を行っています。兵庫県企業庁では、猪名川表流水を水源として、多田浄水場において前塩素処理、凝集沈殿処理、中塩素処理、砂ろ過処理、後塩素処理を行っています。

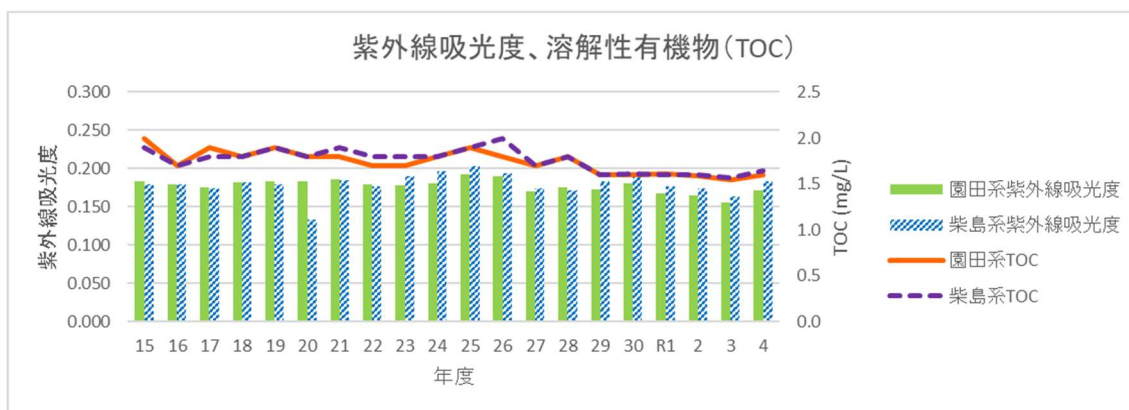
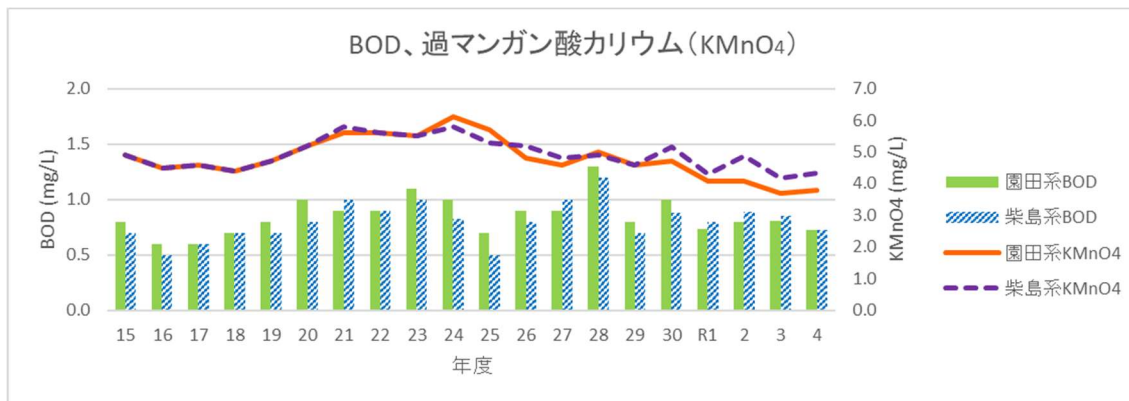
1 着水水質（年平均）の経年変化（過去 20 年）（24 ページから 35 ページ参照）

着水とは淀川から神崎浄水場に運ばれてきた水のことを言い、神崎浄水場には一津屋取水場から園田配水場を経て運ばれてきた園田系着水と柴島取水場から取水された柴島系着水の 2 つの着水井があります。ここ 20 年において水質に大きな変動はなく、一定の水質を保つことができています。

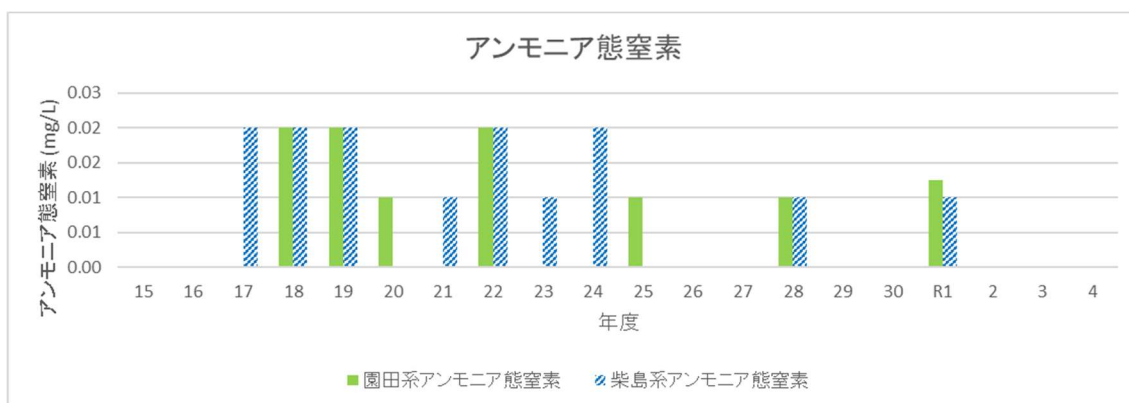
水温及び pH 値については、季節による変動はあるものの 1 年間を平均するとほぼ横ばいで推移しています。

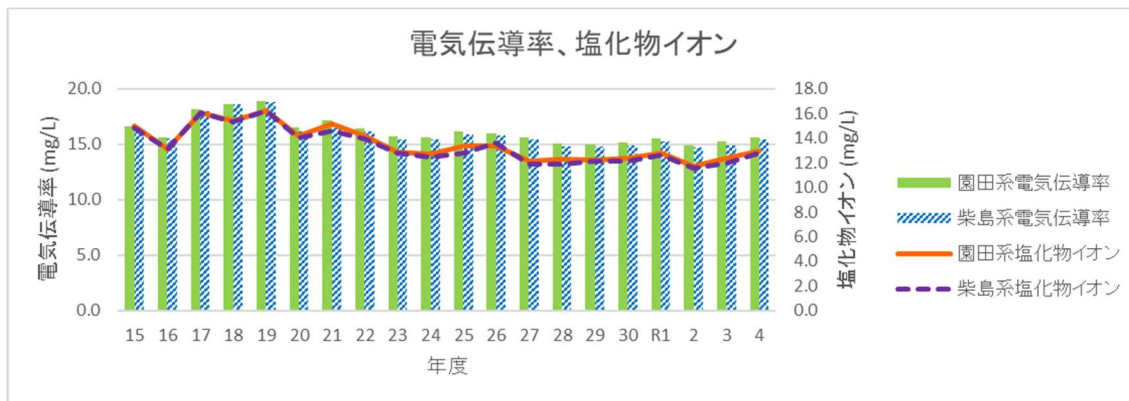


水質の有機汚濁の指標である有機物（BOD、過マンガン酸カリウム、紫外線吸光度及び TOC）の状況については、変動はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。



生活排水、海水等による水質汚濁の指標であるアンモニア態窒素、電気伝導率及び塩化物イオンについては 20 年前に比べると若干の減少傾向にあります。





2 神崎浄水場内水質試験 (37 ページから 65 ページ参照)

神崎浄水場では浄水処理工程に沿って、園田系着水、柴島系着水、園田系沈殿池、柴島系沈殿池、オゾン処理池、活性炭処理池、ろ過池及びポンプ井（配水ポンプ井）の8か所について水質試験を実施しています。濁りや色、におい等、浄水処理工程において必要な項目については毎日検査し、水質基準項目（51項目）についても月に一度、着水井及びポンプ井において実施しています。

なお、本市で行っている水質基準項目、水質管理設定項目（26項目）及び独自の項目（29項目）の水質試験において、国の水質基準値等に対し、多くの項目で定量下限値以下であり、良質な水道水が供給できています。

3 市内供給水水質検査 (67 ページから 93 ページ参照)

市内への供給は、本市の浄水場である神崎浄水場、阪神水道企業団の猪名川浄水場及び尼崎浄水場、兵庫県用水供給事業の多田浄水場からの上水と猪名川浄水場からの上水を野間ポンプ室で混合したものの4系統から行っています。

法令（水道法施行規則第15条第1項第1号）に基づく、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する毎日検査として、市内5か所の水質自動監視装置による連続測定を行っています。年間を通して、色度は1度未満、濁度は0.1度以下、遊離残留塩素は0.4～1.0 mg/Lでした。

| | 杭瀬局 | 東難波局 | 東園田局 | 元浜局 | 西昆陽局 |
|--------------|------|------|------|------|------|
| 色 度 | <1 | <1 | <1 | <1 | <1 |
| 濁 度 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 | <0.1 |
| 遊離残留塩素(mg/L) | 0.71 | 0.70 | 0.74 | 0.74 | 0.77 |

水質モニターによる色度、濁度、遊離残留塩素の年間平均値

また、市内16か所の定点（給水栓水）で、法令に基づく水質基準項目の全項目について検査した結果、市内の水道水の水質は、全項目で国の水質基準に適合しました。

水質基準項目の検査結果及び水質基準との比較

| № | 検査項目 | 水質基準 | 神崎浄水場 検査結果 | 給水栓 検査結果 | 水質基準値との比較 | | |
|----|---|----------------|---------------|-------------|-----------|-----|------|
| | | | | | 0% | 50% | 100% |
| 1 | 一般細菌 | 100個/mL以下 | 0 | 0 | | | |
| 2 | 大腸菌 | 検出されないこと | 不検出 | 不検出 | | | |
| 3 | カドミウム及びその化合物 | 0.003 mg/L以下 | 0.0003 未満 | 0.0003 未満 | | | |
| 4 | 水銀及びその化合物 | 0.0005 mg/L以下 | 0.00005 未満 | 0.00005 未満 | | | |
| 5 | セレン及びその化合物 | 0.01 mg/L以下 | 0.001 未満 | 0.001 未満 | | | |
| 6 | 鉛及びその化合物 | 0.01 mg/L以下 | 0.001 未満 | 0.001 未満 | | | |
| 7 | ヒ素及びその化合物 | 0.01 mg/L以下 | 0.001 未満 | 0.001 未満 | | | |
| 8 | 六価クロム化合物 | 0.02 mg/L以下 | 0.002 未満 | 0.002 未満 | | | |
| 9 | 亜硝酸態窒素 | 0.04 mg/L以下 | 0.004 未満 | 0.004 未満 | | | |
| 10 | シアン化物イオン及び塩化シアン | 0.01 mg/L以下 | 0.001 未満 | 0.001 未満 | | | |
| 11 | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10 mg/L以下 | 1.00 | 0.96 | ▲ | | |
| 12 | フッ素及びその化合物 | 0.8 mg/L以下 | 0.08 未満 | 0.08 未満 | | | |
| 13 | ホウ素及びその化合物 | 1.0 mg/L以下 | 0.1 未満 | 0.1 未満 | | | |
| 14 | 四塩化炭素 | 0.002 mg/L以下 | 0.0002 未満 | 0.0002 未満 | | | |
| 15 | 1, 4-ジオキサン | 0.05 mg/L以下 | 0.005 未満 | 0.005 未満 | | | |
| 16 | スー1, 2-ジクロロエチレン 及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/L以下 | 0.004 未満 | 0.004 未満 | | | |
| 17 | ジクロロメタン | 0.02 mg/L以下 | 0.002 未満 | 0.002 未満 | | | |
| 18 | テトラクロロエチレン | 0.01 mg/L以下 | 0.001 未満 | 0.001 未満 | | | |
| 19 | トリクロロエチレン | 0.01 mg/L以下 | 0.001 未満 | 0.001 未満 | | | |
| 20 | ベンゼン | 0.01 mg/L以下 | 0.001 未満 | 0.001 未満 | | | |
| 21 | 塩素酸 | 0.6 mg/L以下 | 0.06 未満 | 0.06 未満 | | | |
| 22 | クロロ酢酸 | 0.02 mg/L以下 | 0.002 未満 | 0.002 未満 | ▲ | | |
| 23 | クロロホルム | 0.06 mg/L以下 | 0.004 | 0.005 | ▲ | | |
| 24 | ジクロロ酢酸 | 0.03 mg/L以下 | 0.003 未満 | 0.003 未満 | ▲ | | |
| 25 | ジブロモクロロメタン | 0.1 mg/L以下 | 0.004 | 0.005 | ▲ | | |
| 26 | 臭素酸 | 0.01 mg/L以下 | 0.002 | 0.001 | ▲ | | |
| 27 | 総トリハロメタン | 0.1 mg/L以下 | 0.014 | 0.017 | ▲ | | |
| 28 | トリクロロ酢酸 | 0.03 mg/L以下 | 0.003 未満 | 0.003 未満 | | | |
| 29 | プロモジクロロメタン | 0.03 mg/L以下 | 0.005 | 0.006 | ▲ | | |
| 30 | プロモホルム | 0.09 mg/L以下 | 0.001 未満 | 0.001 未満 | | | |
| 31 | ホルムアルデヒド | 0.08 mg/L以下 | 0.008 未満 | 0.008 未満 | | | |
| 32 | 亜鉛及びその化合物 | 1.0 mg/L以下 | 0.1 未満 | 0.1 未満 | | | |
| 33 | アルミニウム及びその化合物 | 0.2 mg/L以下 | 0.03 | 0.03 | ▲ | | |
| 34 | 鉄及びその化合物 | 0.3 mg/L以下 | 0.03 未満 | 0.03 未満 | | | |
| 35 | 銅及びその化合物 | 1.0 mg/L以下 | 0.1 未満 | 0.1 未満 | | | |
| 36 | ナトリウム及びその化合物 | 200 mg/L以下 | 15.5 | 15.0 | ▲ | | |
| 37 | マンガン及びその化合物 | 0.05 mg/L以下 | 0.001 未満 | 0.001 未満 | ▲ | | |
| 38 | 塩化物イオン | 200 mg/L以下 | 13.5 | 14.5 | ▲ | | |
| 39 | カルシウム、マグネシウム等(硬度) | 300 mg/L以下 | 38 | 38 | ▲ | | |
| 40 | 蒸発残留物 | 500 mg/L以下 | 100 | 101 | ▲ | | |
| 41 | 陰イオン界面活性剤 | 0.2 mg/L以下 | 0.02 未満 | 0.02 未満 | | | |
| 42 | ジェオスミン | 0.00001 mg/L以下 | 0.000001 未満 | 0.000001 未満 | | | |
| 43 | 2-メチルイソボルネオール | 0.00001 mg/L以下 | 0.000001 未満 | 0.000001 未満 | | | |
| 44 | 非イオン界面活性剤 | 0.02 mg/L以下 | 0.005 未満 | 0.005 未満 | | | |
| 45 | フェノール類 | 0.005 mg/L以下 | 0.0005 未満 | 0.0005 未満 | | | |
| 46 | 有機物(全有機炭素の量) | 3 mg/L以下 | 0.7 | 0.8 | ▲ | | |
| 47 | pH 値 | 5.8~8.6 | 7.51 | 7.57 | | | |
| 48 | 味 | 異常でないこと | 異常なし | 異常なし | | | |
| 49 | 臭気 | 異常でないこと | 異常なし | 異常なし | | | |
| 50 | 色度 | 5度以下 | 0.5 未満 | 0.5 未満 | | | |
| 51 | 濁度 | 2度以下 | 0.01 未満 | 0.01 未満 | | | |

赤い点線は
水質基準値を
表しています。

▼ 神崎浄水場からの供給水
▲ 4系統の供給水の平均
の検査結果を表しています。

4 生物試験（95 ページから 105 ページ参照）

生物による着臭及び着色や、浄水処理工程での凝集阻害・ろ過閉塞等、水道障害生物の状況を把握する目的で、着水から浄水まで、顕微鏡を用いた生物試験を実施しています。本年度は、処理障害を起こすほどの生物の発生はみられず、給水栓水においても、健康に影響を及ぼす生物は確認されませんでした。

5 その他試験

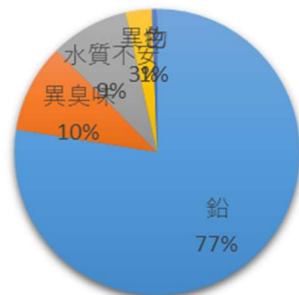
(1) 配水管通水検査（109 ページから 112 ページ参照）

上下水道部が行う工事で新しく水道管を布設した場合、洗管し、通水を開始する前に、管内の水が水道水質基準に適合していることを確認するため、水質検査を実施しています。本年度は 89 件の水質検査を実施しました。

(2) 水質検査請求に伴う検査（113 ページから 116 ページ参照）

水質検査請求件数は 169 件でした。内訳は、鉛製給水管の使用者（所有者）への通知に係る水質検査請求が 131 件、異臭味 17 件、水質に対する不安が 15 件、異物 5 件、色 1 件でした。令和 2 年 10 月から、鉛製給水管を使用又は所有されている方を対象に、使用にあたっての注意事項を記した通知文を送付しています。

令和 4 年度水質検査請求の内訳



(3) 漏水調査における水質試験（117 ページから 118 ページ参照）

漏水は通常、現場で水道水または工業用水の配管布設状況、漏水の量、残留塩素反応等から、漏水している水が水道水か工業用水かを判断します。判定が困難な場合は、水道水または工業用水の水質的特徴を利用し、トリハロメタン、塩化物イオン及び生物など特定の項目について水質試験を行います。本年度、漏水調査における水質試験を行った件数は 12 件で、そのうち 7 件を水道水と判定し、工業用水は 0 件でした。

6 各種調査

(1) 取水場と着水井における水質調査（121 ページから 123 ページ参照）

神崎浄水場の原水は、淀川表流水を一津屋取水場及び柴島取水場で取水しています。神崎浄水場までの導水管延長は、一津屋取水場から 18 km、柴島取水場から 9 km です。

原水と着水の水質及び導水管内での水質変化の状況を把握するため、原水と着水で変化する項目であるアンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、マンガン及びその化合物、一般細菌、大腸菌、全窒素及び全リン等について調査しています。本年度、原水及び導水管内の水質状況に問題はありませんでした。

(2) 取水（原水）生物試験（125 ページから 127 ページ参照）

生物による着臭及び着色、浄水処理工程での凝集阻害・ろ過閉塞等、水道障害生物の状況を把握する目的で原水の生物試験を実施しています。本年度、取水場において水道に障害を及ぼす生物の増殖は見られず、浄水処理への影響はありませんでした。

(3) 水源水質調査（129 ページから 135 ページ参照）

本市が参加している淀川水質協議会（他の事業体；大阪広域水道企業団、大阪市、枚方市、守口市、吹田市、西宮市、伊丹市、阪神水道企業団）では、参加事業体が共同で琵琶湖・淀川水系の水質調査を実施しています。本年度の淀川本川の水質は、健康項目においては、全て環境基準を達成しています。生活環境項目においては、SS で環境基準に適合しない地点がありましたが、本市の浄水処理への影響はありませんでした。

[工業用水道事業] (137 ページから 149 ページ参照)

本市の工業用水道は、淀川表流水及び淀川水系の神崎川表流水を水源とし、園田配水場及び神崎浄水場において、凝集沈殿処理を行い、工業用水を供給しています。工業用水道は、工業用水道事業法第 19 条で水質検査が義務付けられています。それを受け、尼崎市工業用水道条例施行規定第 29 条において、濁度、pH、アルカリ度、鉄イオン、総硬度(CaCO₃として)及び塩素イオンの 6 項目について基準を規定しています。水質検査の結果、基準に適合しており問題はありませんでした。

| | 基準 | 園田配水場系統 | 神崎浄水場系統 |
|--------------------------------|---------------|---------|---------|
| 濁度 | 20 度以下 | 1.2 | 0.25 |
| pH 値 | 6.0 以上 8.0 以下 | 7.29 | 7.05 |
| アルカリ度 | 5 mg/L 以上 | 32.4 | 29.8 |
| 塩素イオン | 200 mg/L 以下 | 13.0 | 13.2 |
| 鉄イオン | 1 mg/L 以下 | <0.03 | <0.03 |
| 総硬度 (CaCO ₃ として) | 100 mg/L 以下 | 39 | 39 |